チュニジア	ナイジェリア	ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ	マリ	南アフリカ共和国	モーリタニア	モザンビーク	モロッコ	リビア	ルワンダ
ディナール	ナイラ	CFAフラン	CFAフラン	プラ	アリアリ	クワチャ	CFAフラン	ランド	ウギア	メティカル	ディラム	ディナール	ルワンダ・フラン
47	4,700	15,000	15,000	240	65,000	10,000	15,000	260	8,600	860	240	37	18,500
12	1,200	3,800	3,800	60	17,000	3,000	3,800	70	2,200	220	60	10	4,700
31	3,100	10,000	10,000	160	44,000	7,000	10,000	180	5,800	570	160	25	12,400
8	800	2,500	2,500	40	11,000	2,000	2,500	50	1,500	150	40	7	3,100
4	400	1,300	1,300	20	6,000	1,000	1,300	30	800	80	20	4	1,600
4	400	1,300	1,300	20	6,000	1,000	1,300	30	800	80	20	4	1,600

附　則

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　この省令第二条による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）第一条の規定による改正前の旅券法施行令第三条第一項の適用を受けて外国にある者が国外において行う申請に係る手数料について適用し、同日前にその申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

4　ジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。

告示

○文部科学省告示第三十二号

教科書の定価認可基準（昭和五十五年文部省告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月十三日

文部科学大臣　下村　博文

別表高等学校の表を次のように改める。

高等学校

新学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）に基づく教科書

○各学科に共通する各教科

教科	種目	定価の最高額（単位　円）
国語	国語総合	八七五
地理歴史	世界史A	六五五
	世界史B	八一五
	日本史A	六四〇
	日本史B	八〇〇
	地理A	六二〇
	地理B	七五五
公民	現代社会	六一〇
	倫理	四五〇
	政治・経済	四五〇
数学	数学Ⅰ	六九〇
	数学Ⅱ	七四五
	数学Ⅲ	七六五
	数学A	五六五
	数学B	七二〇
	数学活用	五三〇
理科	科学と人間生活	六五五
	物理基礎	七三〇
	物理	一、〇五〇
	化学基礎	七二五
	地学	一、三〇五